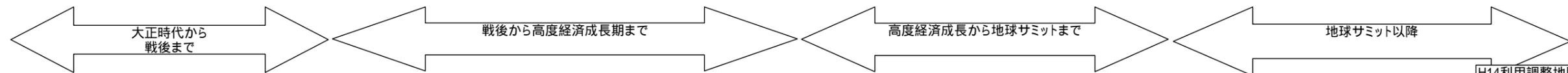


# 各国立公園の指定、主な区域拡張等の経緯



	S6国立公園法制定			S24特別保護地区制度		S32自然公園法制定		S45海中公園地区制度			H2車馬等乗入規制		H14利用調整地区制度		
	~ S10	~ S15	~ S20	~ S25	~ S30	~ S35	~ S40	~ S45	~ S50	~ S55	~ S60	~ H1	~ H5	~ H10	~ H15
	~ 1935	~ 1940	~ 1945	~ 1950	~ 1955	~ 1960	~ 1965	~ 1970	1975	1980	1985	1989	1993	1998	2003
瀬戸内海国立公園	S9.3指定			S25.5鳴門・宮島・淡路島等追加	S31.5六甲等追加	S38.3加太追加	S43.8五色台追加								
雲仙天草国立公園	S9.3雲仙指定				S31.7天草追加		S42.12天草五橋追加								
霧島屋久国立公園	S9.3霧島指定						S39.3屋久島錦江湾追加(名称変更)	S50.5屋久島地域一部削除(原生自然環境保全地域に指定)							
大雪山国立公園	S9.12指定								S52.12十勝川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)						
阿寒国立公園	S9.12指定														
日光国立公園	S9.12指定			S25.9那須塩原鬼怒川追加											
中部山岳国立公園	S9.12指定														
阿蘇くじゅう国立公園	S9.12阿蘇指定				S28.9由布鶴見追加								S61.9名称変更		
十和田八幡平国立公園		S11.2十和田指定				S31.7八幡平追加(名称変更)									
富士箱根伊豆国立公園		S11.2富士箱根指定			S30.3伊豆半島追加(名称変更)	S39.7伊豆七島追加(国定公園編入)	S50.2北富士地域追加								
吉野熊野国立公園		S11.2吉野熊野指定		S29.2潮岬追加			S45.7鏑浦追加	S50.12鬼ヶ城以北追加							
大山隠岐国立公園		S11.2大山指定					S38.4隠岐島根半島三瓶蒜山追加(名称変更)								
伊勢志摩国立公園				S21.11伊勢志摩指定											
支笏洞爺国立公園				S24.5支笏洞爺指定											
上信越高原国立公園				S24.9上信越高原指定	S31.7妙高戸隠追加										
秩父多摩甲斐国立公園				S25.7秩父多摩指定											H12.7名称変更
磐梯朝日国立公園				S25.9磐梯朝日指定											
西海国立公園					S30.3西海指定										
陸中海岸国立公園					S30.5陸中海岸指定	S39.6釜石以南追加	S46.1久慈追加								
白山国立公園					S30.7国定公園指定	S37.11白山指定									
山陰海岸国立公園					S30.6国定公園指定	S38.7山陰海岸指定									
南アルプス国立公園							S39.6南アルプス指定	S51.3大井川源流部削除(原生自然環境保全地域に指定)							
知床国立公園							S39.6知床指定	S55.2遠音別区域削除(原生自然環境保全地域に指定)							
西表国立公園								S47.5西表指定							
小笠原国立公園								S47.10小笠原指定							
足摺宇和海国立公園					S30.4国定公園指定	S39.3宇和海追加	S47.11足摺宇和海指定								
利尻礼文サロベツ国立公園							S40.7国定公園指定	S49.9利尻礼文サロベツ指定(サロベツ原野追加)							
釧路湿原国立公園													S62.7釧路湿原指定		
国立公園総数	8	12	12	17	19	19	23	23	27	27	27	28	28	28	28
国定公園総数	-	-	-	3	8	15	25	42	50	51	54	54	55	55	55
都道府県立自然公園総数	5	8	8	26	91	152	200	252	279	287	295	297	300	306	308

(S2世界的経済不況への対策として  
経済審議会「外客誘致」を決議答申)

(S22国立公園施策確立に関する件の通達)  
・国立公園を中心に、全国に都道府県立自然公園や休養地などを合理的に配置

(S44東海自然歩道構想発表)

(H元自然公園の利用のあり方報告)  
詳細は資料3 p.18 参照

(S5内務省国立公園調査会、鉄道省国際観光局設置)  
・観光施策が国策に位置づけられる

(S24リッチー報告)  
18~20程度の国立公園指定を目標に

(S35国民休暇村構想まとまる)

(S48第1回「自然環境保全基礎調査」(緑の国勢調査)開始)  
・全国的な自然の胴体を把握する初めての調査が実施される

(H4生物多様性条約採択・世界遺産条約に加入)

(S6国立公園ノ選定二関スル方針)  
・我が国の代表的な自然の大風景地  
海外に対し誇示するに足り、世界の観光客を誘致する魅力有するもの足ること。  
・土地所有関係が公園設置に便宜なること  
・各種産業との調整少なきこと  
・社寺、史蹟、天然記念物等に豊富なこと  
・保健的にして多数の利用に適すること。  
成る可く交通便利にして且つ全国的分布の当を得たる位置に存すること等  
上記は(S23国立公園選定標準)から削除

(S24尾瀬保存期成同盟結成)  
・尾瀬ヶ原水力発電問題の解決を目的

(S36国立公園の体系整備について答申)  
詳細は資料3 p.18 参照

(S37第1回世界国立公園会議(シアトル))  
・海中公園設定が勧告される

(H6自然公園等事業公共事業化)

(S26 全国からの公園指定要望50余に及ぶ)

(S39米国「原始地域法」制定)  
・自然環境保全法の元となる

(H7自然とのふれあいの確保の方策答申)  
詳細は資料3 p.18 参照

(S27自然公園選定要領策定)  
詳細は資料4 p.2 参照

(S40日本学術会議「天然林保護地域設置」勧告)  
・米国「原始地域法」の考えを受け、勧告を政府に提出

(H14新・生物多様性国家戦略策定)  
・自然公園が生物多様性保全のための屋台骨に位置づけられる

(S27森林施業細目制定)  
・第1種~第3種特別地域区分の元となる

(S43自然公園制度の基本方策)  
・詳細は資料3 p.18 参照